

## 技術経営系専門職大学院協議会規定

### 第1章 総則

第1条（名称）本会は技術経営系専門職大学院協議会と称し、英語では **Japan Association of Professional Graduate School of Technology Management**（略称 **J-MOT**）と称する。

第2条（事務局の設置）本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、協議会会長が所属する法人が担当する。

第3条（目的）本会は、相互の協力を促進して技術経営系専門職大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた技術経営者を養成し、社会に貢献することを目的とする。

第4条（事業）前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- （1）技術経営系専門職大学院が行う教育の内容及び教育条件整備の検討と提言
- （2）技術経営系専門職大学院の教員の研修
- （3）技術経営系専門職大学院の入学者選抜方法の検討と提言
- （4）その他技術経営系専門職大学院が共通して解決すべき課題と事業

### 第2章 会員

第5条（会員の資格）本会の会員は、正会員及び準会員から構成される。

2. 正会員は、技術経営系専門職大学院を設置する法人のうち、次のものからなる。

- （1）別表1に掲げるもの
- （2）本会の議決により正会員として入会を認められたもの

3. 準会員は、技術経営系専門職大学院を設置する法人のうち、次のものからなる。

- （1）別表2に掲げるもの
- （2）本会の議決により準会員として入会を認められたもの
- （3）準会員は本会の議決に加わることはできない。

第6条（会員の代表者）会員は、その代表者1名を定めて、本会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2. 代表者は、会員の設置する技術経営系専門職大学院の専任教員たるものとする。本協議会には、第1項により届けられた者が出席しなければならない。

3. 第1項により届けられた者が協議会に出席できないときは、当該技術経営系専門職大学院の専任教員による代理出席を認める。

4. 代表者とは別に、会員がオブザーバ1名を協議会に出席させることができる。

第 7 条（入会の提案） 法人が入会を申し込むに当たって、本会は、当該の法人が設置する技術経営系専門職大学院が、第 3 条の目的を達成する上での適格性を有することを確認する。

第 8 条（会員資格の喪失） 会員の設置する技術経営系専門職大学院が閉鎖され、あるいはその設置認可が取り消されたときは、会員資格を失う。

第 9 条（会員の除名） 会員が本会の目的に反する行為をしたとき、または会員としての義務に反したときは、本会の決議により除名することができる。その決議は、正会員の3分の2以上の多数による。

第 10 条（入会金及び年会費） 会員は、年会費を納めなければならない。年会費を滞納した会員は、本会において、退会したものとみなすことができる。

2. 第 5 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に定める会員は、入会に当たって入会金を納めなければならない。

3. 年会費は、正会員にあつては 20 万円、準会員にあつては 10 万円とする。

4. 入会金は 1 大学につき 5 万円とし、会員は協議会の発行する請求書に基づき指定期日までに納付しなければならない。

### 第 3 章 役員

第 11 条（役員構成） 本会に次の役員を置く。

- （1） 協議会長 1 名
- （2） 幹事 1 名
- （3） 監事 1 名

第 12 条（役員選任） 協議会長及び監事は本会において選任し、両者はそれぞれ別の法人に所属していなければならない。

2. 幹事は協議会長が指名する。この場合、幹事の所属する法人は同一であることを厭わない。

第 13 条（役員任期） 役員任期は原則として 2 年とする。

第 14 条（協議会長の職務） 協議会長は本会を代表し、その業務を統括する。

第 15 条（監事の職務） 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を本会に報告する。

#### 第4章 協議会

第16条（協議会の招集）協議会長は、毎年1回を最低限度として、必要に応じて協議会を招集しなければならない。

2. 協議会の議長は、協議会長がこれにあたる。

第17条（協議会の議決方法）協議会は、正会員の過半数の出席（代理および委任状を含む）がなければ、議事を開き議決することはできない。

2. 協議会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席正会員の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 正会員は、本協議会において各々1個の議決権を有する。

#### 第5章 専門委員会

第18条（専門委員会の設置）本協議会の事業の遂行に必要な調査研究を行うため、協議会の下に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会による調査研究の結果は、本協議会に報告しなければならない。

第19条（専門委員会の任務・構成・運営方針）各専門委員会の任務、構成、及び運営方針については、本協議会が別に定める。

#### 第6章 会計

第20条（資産）本協議会の資産は、次の各号よりなる。

- （1）基本財産
- （2）入会金及び年会費
- （3）その他の収入

第21条（資産の管理及び運用）本会の資産の管理及び運用は、当面、協議会長が行う。

第22条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第23条（予算及び決算）協議会長は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、協議会の承認を求めなければならない。

2. 協議会長は、毎会計年度終了後2カ月以内に決算書を作成し、監事の意見を添えて協議会の承認を求めなければならない。

#### 第7章 規約の変更及び解散

第 24 条（規約の変更）本規約は、協議会の議決によって変更することができる。

第 25 条（解散）本会は、協議会の議決によって解散することができる。

#### 第 8 章 細則

第 26 条（細則の制定）本規約の施行上必要な細則は、本協議会の議を経て協議会長が定める。

#### （附則）

第 1 条（施行期日）本規約は、2005 年 9 月 27 日から施行する。

第 2 条（施行期日）本規約は、2010 年 5 月 13 日から施行する。

第 3 条（施行期日）本規約は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条（施行期日）本規約は、2016 年 9 月 9 日から施行する。

#### （別表 1）

大学名	研究科名
芝浦工業大学	大学院工学マネジメント研究科
東京理科大学	大学院イノベーション研究科技術経営専攻
東京工業大学	大学院イノベーションマネジメント研究科
東京農工大学	大学院工学府産業技術専攻
日本工業大学	大学院技術経営研究科技術経営専攻
山口大学	大学院技術経営研究科
長岡科学技術大学	大学院技術経営研究科
新潟大学	大学院技術経営研究科
関西学院大学	専門職大学院経営戦略研究科企業経営戦略専攻

#### （別表 2）

大学名	研究科名
早稲田大学	大学院商学研究科ビジネス専攻 MOT 専修
九州大学	大学院経済学府産業マネジメント専攻